地方公共団体における男女の給与の差異の情報公表

特定事業主名　：　小松島市

１．全職員

職員区分	男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	87.2%
任期の定めのない常勤職員以外	94.9%
全ての職員	70.7%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	98.9%
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	97.2%

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	-
３１～３５年	93.5%
２６～３０年	93.4%
２１～２５年	93.7%
１６～２０年	91.6%
１１～１５年	90.8%
６～１０年	88.6%
１～５年	87.2%

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は80.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合は69.0%である。
・全職員の男女比は4：6であるところ、勤続年数10年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。